

○富士宮市看護学生修学資金貸与条例

平成24年12月20日 富士宮市条例第42号

富士宮市看護学生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）の養成施設に修学する者で、富士宮市立病院（以下「市立病院」という。）の看護師等として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、市立病院の看護師等の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号及び第2号並びに第21条第1号から第3号までに規定する学校若しくは養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に在籍する者であること。
- (2) 養成施設を卒業後又は大学院を修了後、直ちに市立病院の看護師等（常勤の看護師等に限る。以下同じ。）として勤務する意思を有する者であること。
- (3) 高校卒業時等の成績が優秀であると認められる者であること。
- (4) 常勤の看護師等の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないこと。

(貸与額等)

第3条 修学資金の貸与額は、月額60,000円とする。

- 2 修学資金は無利子とする。
- 3 貸与人数は、年間5人を上限とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から養成施設を卒業し、又は大学院を修了する日の属する月までとし、専門学校及び短期大学は36月、大学及び大学院は48月を上限とする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けようとする者が当該修学資金の貸与を受けたときには、その者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第7条 市長は、修学資金の貸与の承認決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 学業成績が著しく不良であると認められるとき。
- (3) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (5) 修学期間中に死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第8条 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を停止するものとする。

(返還)

第9条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第7条各号の規定により貸与の決定が取り消されたとき。
- (3) 養成施設の卒業時又は大学院の修了時に市立病院職員（看護師又は助産師）採用試験を受験し、合格基準に達しなかったとき。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸与期間が満了した後において、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 養成施設に在学しているとき。（当該養成施設の正規の修学期間に1年を加えた期間内の

場合に限る。)

- (2) 大学在学中に修学資金の貸与を受けた後、引き続き大学院に進学したとき。
- (3) 修学資金の返還の債務の免除を受けるため、市立病院の看護師等として勤務しているとき。
- (4) 災害、病気その他の事由により市長が必要であると認めるとき。

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、返還の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第11条 市長は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(1) 養成施設の卒業時又は大学院の修了時に看護師等の国家試験に合格しており、直ちに市立病院の看護師等として勤務し、勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。

(2) 公務（市立病院の看護師等としての勤務に限る。以下この条において同じ。）により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 市長は、前項の規定による修学資金の返還債務の免除のほか、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項に規定する修学資金の貸与額の月額に市立病院の看護師等として勤務した月数を乗じて得た額に相当する修学資金の返還の債務を免除することができる。

(1) 貸与決定者の市立病院の看護師等として勤務した月数が、貸与期間に達しないとき。

(2) 貸与決定者が公務以外の事由により死亡し、又は公務以外に起因する心身の故障により免職されたとき。

3 貸与決定者は、前項の規定により修学資金の返還債務の一部が免除されたときは、修学資金から返還債務が免除された額を差し引いた額を、市長が定める日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

4 第1項及び第2項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、返還債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(延滞利息)

第12条 貸与決定者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき金額に、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合をもって計算した延滞金の額を加算して支払わなければならない。

(届出事項)

第13条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 貸与決定者又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 貸与決定者が、養成施設又は大学院を休学し、停学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。